

豊川市民生委員児童委員協議会規約

(名称及び事務所)

第1条 本会は、豊川市民生委員児童委員協議会(以下「協議会」という。)と称する。

2 協議会の事務所は、豊川市社会福祉会館内に置く。

(目的及び事業)

第2条 協議会は、市内の民生委員児童委員協議会(以下「地区民児協」という。)の相互連携及び活動の充実並びに民生委員児童委員(主任児童委員を含む。以下「委員」という。)の連携及び親睦を図ることを目的とし、次の事業を行う。

- (1) 地区民児協の指導及び連絡調整
- (2) 研修及び行事の実施
- (3) 調査研究並びに資料及び情報の交換
- (4) 関係機関、団体等との連絡提携
- (5) その他協議会の目的達成に必要な事業

(構成)

第3条 協議会は、地区民児協をもって構成する。

(理事)

第4条 協議会に理事を置き、次の者をもってこれに充てる。

- (1) 地区民児協の会長
- (2) 第7条第1項に定める部会連絡会の会長及び副会長
- (3) 主任児童委員の代表者

2 理事は、協議会の企画及び事業の執行に当たる。

3 理事の任期は、3年とする。ただし、補欠の理事の任期は、前任者の残任期間とする。

4 理事は、再任することができる。

(役員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

会長1名、副会長2名、会計1名、監事2名

2 役員は、協議会の単位構成である地区民児協の会長の中から理事会の決議によって選定する。

3 会長は、会務を総括し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が定めたところにより会長の職務を代理する。

5 会計は、会長の指示により協議会の会計をつかさどる。

6 監事は、会計を監査し、その結果を総会に報告するとともに、必要があると認めるときは、理事会において意見を述べることができる。

7 役員の任期は、一斉改選年の12月1日から3年とする。ただし補欠の役員の任期は前任者の残任期間とする。

8 役員は、再任することができる。

(監事)

第6条 削除

(部会、部会連絡会及び主任児童委員連絡会)

第7条 協議会に、各種福祉専門分野に関する研修等をするための部会及び各部会の連絡調整を行うための部会連絡会並びに主任児童委員連絡会を置く。

2 部会、部会連絡会及び主任児童委員連絡会に関する規定は、別に定める。

(総会)

第8条 総会は年1回とし、委員をもって構成する。ただし、理事会の決議に基づき、臨時に総会を開催することができる。

2 総会は、理事会の決議に基づき会長が招集する。

3 総会の議長は、その都度総会において選任する。

4 総会は、委員総数の過半数の出席がなければ開くことができない。

5 総会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6 総会において審議する事項は、次のとおりとする。

- (1) 年度事業計画に関する事項
- (2) 年度予算及び決算に関する事項
- (3) 重要な規程の制定及び改廃に関する事項
- (4) その他理事会の決議に基づき付議した事項

(理事会)

第9条 理事会は、第4条第1項の理事をもって構成する。

2 理事会は、次の場合に開催し、招集は会長が行う。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上の理事から会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、開催の請求があったとき。

3 理事会の議長は、その都度理事会において選任する。

4 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開くことができない。

5 理事会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6 理事会において審議する事項は、次のとおりとする。

- (1) 年度事業計画の執行に関する事項
- (2) 資産の管理に関する事項
- (3) 総会に付議する事項

- (4) 総会の議決で委任された事項
 - (5) 内規の制定及び改廃に関する事項
 - (6) 第2項第2号による会議の目的である事項
 - (7) その他会長が付議した事項
- (会計年度及び経費)

第10条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 協議会の経費は、会費、負担金、補助金をもって充てる。

(事務局)

第11条 協議会に事務局を設置し、必要な職員を置くことができる。

(規約の改正)

第12条 この規約を改正しようとするときは、総会において、出席者の3分の2以上の同意を得なければならない。

(慶弔)

第13条 協議会の慶弔規程は、別に定める。

附 則

この規約は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成8年5月22日から施行する。

附 則

この規約は、平成13年5月17日から施行する。

附 則

この規約は、平成16年4月22日から施行する。

附 則

この規約は、平成17年5月12日から施行する。

附 則

この規約は、平成20年5月8日から施行する。

附 則

この規約は、平成26年5月29日から施行する。

附 則

この規約は、平成28年12月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和5年5月18日から施行する。

附 則

この規約は、令和7年12月1日から施行する。

